

特許様式 11 (2004)

特許法
(Cap. 221)
特許規則
規則 37

シンガポール知的財産権庁

調査および審査報告の請求



255255

注釈:

- *は必須記入項目です。
- 太字で示されているチェックボックスには、該当するものにバツ印を記入してください。
- 本様式には当該特許の出願人が記入し、出願人の名前を第3項に記入してください。
- 代理人が任命される場合、「代理人の詳細」の欄に記入してください。その内容(送達宛先を含む)は先に提出された特許様式 41 の記載内容と同じでなければなりません。代理人が任命されない場合、送達宛先は先に提出されたものと同じでなければなりません。
- 個人が代理人に任命される場合、「代理人の詳細」の「名前」欄に当該個人のフルネームを記入しなければなりません。「会社」欄は空欄にしてください。パートナーシップ/法人が代理人に任命される場合は、「代理人の詳細」の「会社」欄に当該パートナーシップ/法人の名前を記入しなければなりません。「名前」欄は空欄にしてください。「名前」と「会社」の両方が記入されている場合、登録官は「会社」欄に記入されている詳細を所定の代理人の詳細として取り扱います。
- 特許法の第 104 条と第 105 条、特許規則の規則 90 と規則 105、ならびに 2001 年特許(特許代理人)規則を参照してください。
- 特許様式に設けられている記入欄では足りない場合は、しがるべき続葉に記入してください。使用されていない続葉は特許登録局に提出する必要はありませんので、ご注意ください。
- 納付された手数料は、本出願が特許付与に至らなかった場合も含め、返金されませんのでご注意ください。

1. 出願人参照番号*

2. 特許出願番号*

3. 特許出願の出願人の名前* (注釈 3 を参照)

(A) 名前

(B) 名前

さらなる出願人を続葉 4 に記載

(注: 出願人の詳細は現行の特許登録におけるものと合致していなければなりません。合致していない場合、登録内容更新のために対応する特許様式の提出および手数料の納付が必要となります。)

4. 代理人の詳細 (ある場合) (注釈 4、5、6 を参照)

名前

会社

(注: 上記詳細は本様式の提出より先にもしくは同時に提出された特許様式 41 におけるものと同じでなければなりません。)

5. 請求

私/私達はここに登録官に対し特許法の第 29 条(6)に従った調査および審査のために本特許出願が審査官に付託されるよう請求します。

特許様式 11 (2004)

6. 出願人もしくは代理人の名前、署名、宣言（該当する場合）*（注釈 6 を参照）
（該当する場合はチェックボックスの中にバツ印を付けてください）

私、署名者は、本様式第 3 項に記載の出願人に代わる代理人として行動する正当な権限を有していることをここに宣言
します。

年 月 日

名前および署名



続葉 4

続葉の対象となる項 項 特許様式

特許出願番号（ある場合）

名前

名前

名前

名前

名前

名前

名前

名前



さらなる者を続葉 4 に記載